

I 実務対応報告38号から読み解く 仮想通貨をめぐる 会計処理のポイント

PWCあらた有限責任監査法人
公認会計士 鈴木 智佳子

はじめに

2018年3月14日に企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)より実務対応報告38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(以下、「本実務対応報告」という)が公表された。本章においては、本実務対応報告の概要について解説する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の個人的見解であり所属する法人の見解ではない旨、あらかじめお断り申し上げる。

実務対応報告の概要

(1) 公表の背景

2016年に公布された「情報通

信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年法律62号)により、

「資金決済に関する法律」(平成21年法律59号。以下、「資金決済法」という)が改正された。当該改正法において、2017年4月1日の属する事業年度の翌事業年度より、仮想通貨交換業者に対して財務諸表監査および顧客資産の分別管理監査を義務づけることとされた。具体的には、仮想通貨交換業者は、事業年度ごとに内閣総理大臣に提出する仮想通貨交換業に関する報告書の財務に関する書類に、公認会計士または監査法人の監査報告書を添付する旨が定められている(資金決済法63の14)。つまり、仮想通貨交換業者は、監査対象となる財務書類を作成する責任を有し、公認会計士または監査法人に

よる当該財務書類の監査を受けることを義務づけられた。

ここで、仮想通貨とは、資金決済法において「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他物)に電子的方法により記録されているもの」に限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(資金決済法2⑤)または、「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転する

ことができるもの」(資金決済法2⑤)と規定されている。

仮想通貨交換業者とは、資金決済法が求める登録(資金決済法63の2)を受けた者をいい、「仮想通貨交換業」とは次の行為のいずれかを業として行うことをいう(資金決済法2⑦および⑧)。

- (i) 仮想通貨の売買または他の仮想通貨との交換(資金決済法2⑦一)
- (ii) (i)の行為の媒介、取次ぎまたは代理(資金決済法2⑦二)
- (iii) (i)および(ii)に掲げる行為に関して、利用者の金銭または仮想通貨の管理をすること(資金決済法2⑦三)

監査の制度化の流れを受けて、日本公認会計士協会(以下、「JICPA」という)は、業種別委員会における専門部会の1つとして、「仮想通貨対応専門部会」を設置し、仮想通貨交換業者の顧客資産の分別管理に係る、公認会計士または監査法人による業務についての実務指針等の検討を実施した。検討の結果、JICPAは、2017年5月31日付けで業種別委員会実務指針55号「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に